

学校いじめ防止基本方針

令和 8 年 9 月

静岡県立浜北特別支援学校城北分校

第1章 城北分校いじめ防止等の基本的な考え方

1 城北分校の生徒

本分校は企業就労を目指す知的障害の生徒が在籍している特別支援学校である。発達障害や精神的疾患のある生徒、疾患という診断を受けていない生徒であっても、家庭環境であったり、小、中学校時代にいじめにあったりする影響を受けて精神的に弱い、過敏な生徒が多い。そのため、日頃から教職員による生徒一人一人に対する観察、支援が必要である。

2 いじめの定義

本分校でいういじめとは、「生徒に対して、本校の生徒及びその友人関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、その対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめのあらわれとして、冷やかしゃからかい、仲間外れ、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする、物を隠されたり取られたりする、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷をする等考えられるが、それら一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめは「心身の苦痛を感じる」ものだけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあるので、その子や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする生徒がいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気を付ける必要がある。

4 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこにでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒がそのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめ未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。

社会全体で健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていく。「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組む。

第2章 いじめ防止等のための組織

- 1 組 織 名 いじめ防止対策委員会
- 2 目 的 いじめ防止対策、いじめ発生時の対策についての対応を行う。
- 3 構 成 員 (校長)、副校長、部主事、教務課長、生徒指導課長、養護教諭、
学年主任
※必要に応じ該当学年・学級担任及び外部専門家
- 4 開催時期 年3回 定期開催
(令和8年度は、6月22日、10月28日、2月8日)
※いじめの相談・通報の窓口とし、状況に応じて臨時開催する

第3章 いじめ防止のための対策

- 1 いじめ未然防止
 - ①道徳教育等の推進
社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。
 - ②生徒の自主的活動の場の設定
学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設ける。
 - ③保護者や地域への啓発
保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように啓発する。
 - ④教職員の資質向上
教職員に対し、事例検討などの研修の場を設ける。

2 年間計画

月	生徒	保護者	教職員
4	随 時 希 望 制 面 談	・いじめの防止と対策の基本方針、 年間計画を説明	・いじめの防止と対策の基本方針、 年間計画について共有
5		・個別面談	
6			・人権自己評価 ・いじめ防止対策委員会
7		・進路面談	
8			・人権伝達講習 ・人権に関する研修
9			
10	・いじめに関する調査アンケート	・いじめに関する調査アンケート	・いじめ防止対策委員会 ・人権自己評価
11		・個別面談	
12			
1			・人権自己評価
2			・いじめ防止対策委員会
3		・個別面談	

※その他、生徒と保護者、教職員を対象にしたスクールカウンセラーによる相談面接も、年に7回以上実施

第4章 いじめの早期発見

1 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査や希望制の個別面談（随時）等を行う。

2 相談体制の整備

①いじめの相談や通報の窓口は、担任、部主事、又は副校長とする。

②心理・福祉に関する専門家の協力を得るなど、保護者、教職員に対する相談体制を作る。

③いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る体制をつくる。

第5章 いじめに対する措置

1 いじめの発見

いじめの相談を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、いじめが確認された場合には、管理者に報告する。

2 いじめの確認

いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。

3 いじめについての対応

必要に応じて、いじめを行った生徒は、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行うようにする等、いじめを受けた生徒が安心して教育が受けられるようにする。

4 いじめについて保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争うことのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置を取る。

5 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察や児童相談所等に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に通報するなど適切な援助を求める。

6 事後処置（懲戒等）

いじめ防止対策委員会は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、生徒指導内規に則り適切に、懲戒を加えることができる。

7 いじめ対応のフローチャート

※別紙1

第6章 重大事態への対応

1 本分校による対応

①重大事態のケース

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金銭を奪い取られた場合 等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

②重大事態についての調査

重大事態が発生した場合は、静岡県教育委員会学校教育課特別支援教育課（以下「特別支援教育課」という）に連絡し、教育委員会の判断のもと、速やかに特別支援教育課又は学校のもとに組織を設け、事態への対応や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定は行わない。生徒が入院や死亡の場合など、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

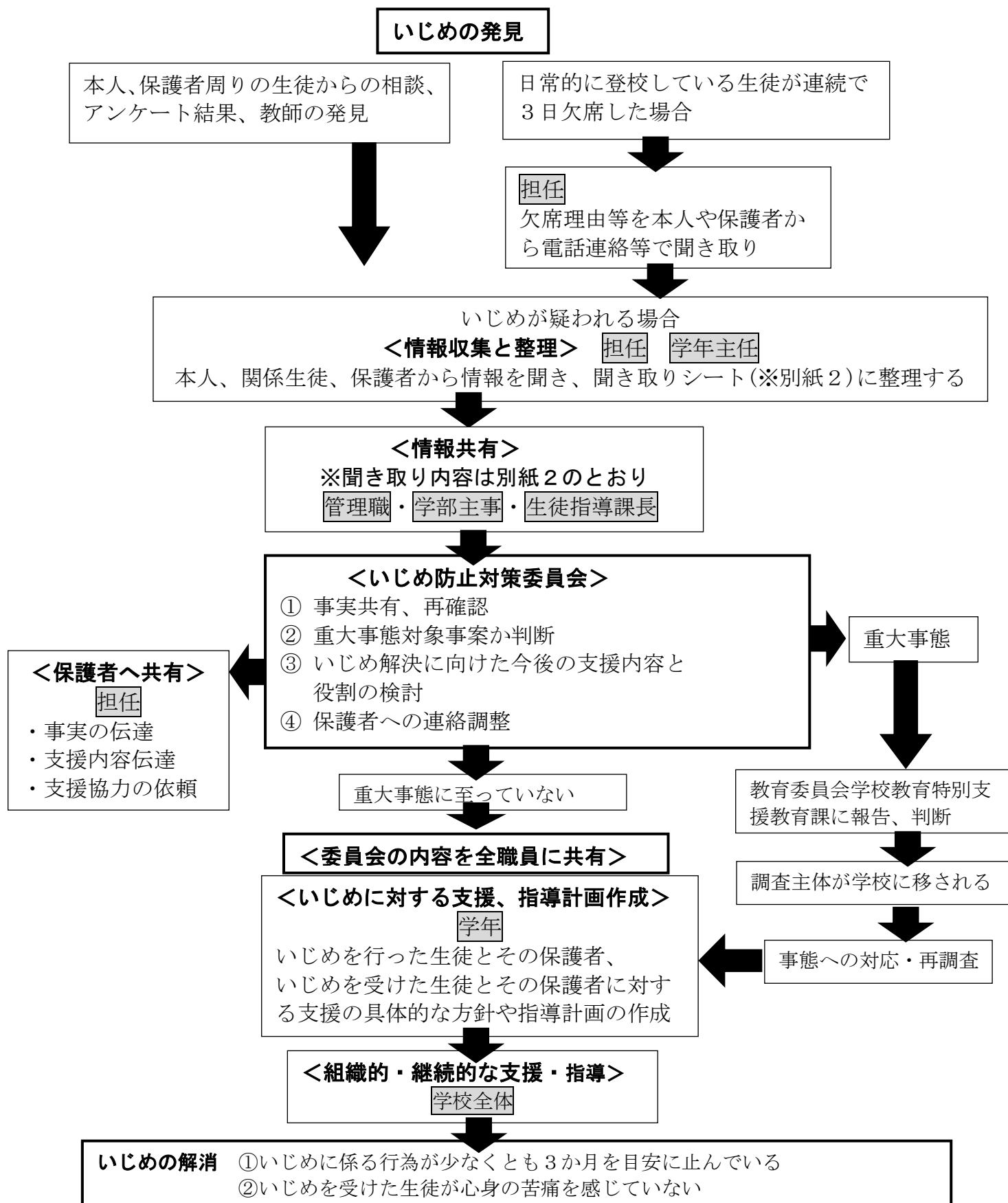
③情報の提供

特別支援教育課又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報提供を行う。

④報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）をお願いする。

いじめ対応のフローチャート



聞き取りシート

生徒氏名 年 組	聞き取りした教師
聞き取り日時 年 月 日 ()	
<聞き取りに至った経緯 ○を付ける> 本人からの相談 ・ 保護者からの相談 ・ 他の生徒からの情報 ・ 教師の発見 欠席連続3日以上（欠席した日 ） ・ その他（ ）	
聞き取り内容<いつ、どこで、だれが、どのようにしたかを明確に記入>	
対応	